

群馬県いじめ問題等対策委員会からの提言を受け、教育委員会・学校が行う対応

令和3年4月16日
群馬県教育委員会
総務課・高校教育課

I 群馬県いじめ問題等対策委員会からの提言

1 学校への提言（本件高校を含む全ての県立学校等）

(1) いじめ防止に関して

- ・教職員がいじめの正確な認知ができるよう徹底した研修等を行うべき。
- ・いじめに関する取組内容等が記載された学校基本方針及び「いじめ防止マニュアル」について、教職員全体が理解を深めるよう必要な会議や研修を行なうべき。
- ・いじめ相談や情報を得た後、速やかに保護者に報告し連携を図るべき。
- ・学校いじめ対策組織を実質的に機能させるべき。

(2) 自死防止等に関して

- ・自死防止に関する通知等の周知を徹底するとともに相当な時間をかけて校内研修を実施すべき。
- ・自死未遂が発生した場合、誰が、どのように対応し、学校内において情報を共有するか、保護者との連携をどうするか、医療機関等へつなげるべきか等について、学校組織としての対応を予め定めておくべき。

2 教育委員会への提言

(1) いじめ防止に関して

- ・各学校に、いじめに対する取組等に関する問題意識、それに伴う実践的活動がなされているか確認し、各学校における実効化を深化させるよう努める必要がある。

(2) 自死防止等に関して

- ・形骸化することのないよう、各学校の実情を確認し、適宜の指導を行う必要がある。
- ・自死未遂について、各学校における具体的対応について指針を示すべき。

(3) その他

- ・人員配置（増員を含む）や教員等の職務分担の見直し等の体制整備を行なうよう努める必要がある。

II 提言を受けた対応

1 教職員の意識や知見の向上

- 校内研修の徹底：全ての県立学校における、いじめ問題への対応等に関する校内研修の実施
- スクールカウンセラー等の専門家の活用：スクールカウンセラー等の専門家を講師とした校内研修の実施等

2 組織的対応の徹底

- 校内における組織体制の確立：法に基づく学校いじめ対策組織の運用の徹底等
- 保護者との情報共有と連携体制の構築：事案の初期段階から情報共有等
- 対応記録の徹底等：保護者等と対応した際の記録作成の徹底等

3 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の推進

- 授業や特別活動等を通した
道徳教育・人権教育の一層の充実：道徳教育推進教師を中心とした組織体制の確立等
- 生徒主体の活動の推進：SNSに頼らない人間関係づくりに係る活動の一層の充実等

4 学校への指導の充実及び関係機関との連携促進

- 総合教育センターにおける研修講座等の充実：管理職や初任者を対象とした研修内容等の充実等
- 学校の取組状況の把握：生徒指導に係る学校訪問の実施等
- 関係機関との連携促進：県教育委員会の取組に関する県民等への情報発信等

5 自死防止等に係る支援の充実

- 自死防止等に係るマニュアル等の作成：有識者を含めたワーキンググループを設置してマニュアルを作成し、県立学校や市町村教育委員会等での活用を促進

6 教職員の体制整備

- 重大事案発生時における緊急的な人員配置：教育委員会事務局職員等の学校への派遣等による職員の負担軽減
- 相談体制の充実：県立高校等へのスクールカウンセラー全校・全課程配置や専門家チーム派遣の継続
- I C Tの活用による業務改善：アンケート調査等におけるI C Tの活用